

## 編著者のことば

2000年度に実施された日本の介護保険制度により、それまで提供されていなかった新しい介護サービスが創造・展開してきている。日本では少子高齢社会からさらに人口減少長寿社会を迎えて、介護保険制度の変革に拍車がかかっている。日本で初めて福祉・介護職に国家資格を創設した1987年の社会福祉士及び介護福祉士法から激変の時代を迎えて、20年ぶりの2007年にそれが改正され、2008年から国際的な看護・介護人材の受け入れも始まった。

そのような変革の中で、国際的にも介護保険に関して学術交流を深めながら実践しなければ、介護サービスを必要としている世界中の人々の手元には届かない状況になってきている。その歴史的過程において、オランダでは1968年に介護保険の前身となる特別医療保険が施行されている。オーストリアでは、1993年に介護手当制度が成立している。ドイツでは、1994年4月にドイツ国内で5番目となる介護保険制度の法律が成立し、1995年4月からは在宅サービス、1996年7月からは施設サービスが実施されている。それらに大きな影響を受けて、日本では1997年に介護保険法が成立し、2000年度から介護保険制度が実施されている。2005年、さらに2011年には、その介護保険法が改正されている。アジア諸国でも、いくつかの介護改革が行われている。例えば、韓国ではいわゆる韓国介護保険法である老人長期療養保険法が2007年4月に成立している。2008年7月からは、韓国介護保険制度が実施されて、療養保護士として介護職の国家資格も養成されている。中国では、2002年から国家標準として養老護理員の介護人材の養成が試行されている。日本は2008年の経済連携協定（EPA）の発効で、インドネシアとフィリピンから外国人看護・介護候補者を受け入れている。

近年では人口の高齢化率が世界で最も高いとされる日本の超高齢社会における介護保険が国際的なスタンダードとして創設・展開していく時代を迎えている。世界に向けてその国際学術交流を展開するためには、学問的共通基盤として介護保険に関する用語の標準化と専門性の架け橋となる『国際介護保険用語辞典』を刊行することにより共通性を持った専門的な国際学術交流が可能となる。

本辞典の特色・構成は、以下のようになっている。

第1部の「英和」の部分では、Encyclopedia of Elder CareやEncyclopedia of Social Workなど、海外で刊行された数多くの文献等から高齢者福祉、医療、看護、

介護福祉、リハビリテーション、教育、保育等の領域から介護保険に関連して重要となる約7,400語を国際的に検証して改めて翻訳・校閲した。

同じく第1部の「和英」の部分では、上記の文献・領域等に加え、介護福祉用語辞典、社会福祉辞典などの文献等から日本の介護保険および介護福祉等に関連する用語を専門的に検証して改めて翻訳・校閲した。また著者らの理論と実践に基づいて、介護保険や介護福祉等について国際的に英語で学術交流する際によく使用される可能性があると思われる用語も付け加え、約9,400語を収録した。

第2部では、第1部の「和英」の部分において掲載した約9,400語の中から、最重要と思われる684語に関して、日本語だけではなく、英語でもできる限り名詞句にて解説した。この辞典を用いて英語ならびに多言語から日本の介護保険や介護福祉等について学ぼうとしている世界の人々のために、ローマ字によるよみがなも表記した。

第3部では、米国や英国、ドイツなど、国際的に用いられている重要な専門用語を国内外の文献等や筆者らの理論と実践の中から新たに検証し、それらを翻訳・校閲して収録した。これらの用語によって、国際的にも学術交流が深めていくことができるように架け橋を構築したのである。

本辞典の付録においては、第2部で取り上げた684語に対して、近年の人口の高齢化と少子化により、その翻訳・校閲の必要性が近未来に高まると予測される先進国と開発途上国を含めた10カ国語（インドネシア語／韓国語／スペイン語／タガログ語／中国語／ドイツ語／ヒンディ語／フランス語／ベトナム語／ポルトガル語）の翻訳・校閲も記した。国際的に介護保険や介護福祉等の分野で活躍する世界の人々に活用されることを願っている。

本辞典では、定訳化しつつある医療・介護用語や官庁などが用いている制度、法令、官庁局名等の翻訳・校閲は、できる限り参照しながら、検証して翻訳・校閲した。しかし、その他の用語に関してはかなりの部分で検証し改めて翻訳・校閲した。その翻訳・校閲の適正化については今後の改訂版を重ねることで最善の翻訳・校閲にむけた尽力を継続する所存である。

また、本辞典に収録した専門用語を翻訳・校閲するにあたっては、近未来には含まれるべきであろう用語が追記されていないこともあると思う。新たな長寿活力社会にも貢献できるような国際介護保険用語辞典になるように、今後とも世界の関係者からのご指導・ご鞭撻をお願い申し上げる。

本辞典の編集・出版にあたりいろいろご指導・ご協力を賜った国際的な執筆者の皆様と翻訳・校閲協力・関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。また、今回の出版にご尽力頂いた大学教育出版の佐藤守社長ならびに根気強く編集作業を助けてくださっ

た安田愛様を初め、編集部の皆様に心から感謝申し上げます。

本辞典は、平成 22 年および平成 23 年度独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（研究成果公開促進費・学術図書）の助成を受けて刊行した。国際介護保険用語辞典による国際的な用語の標準化と専門性を構築することで、介護保障を必要とする世界の人々のために介護保険の国際化が実現することを祈念申し上げます。

2012 年 1 月 27 日

編著者 住居広士  
澤田 如

## Preface

Since the long-term care insurance system was implemented in Japan in 2000, long-term care services that were not available are now being created and launched. The transformation of the Japanese system of long-term care insurance is accelerating as the country turns into a “longevity society” with an aging populace, and a declining population due to the falling birthrate. Facing this era of radical change, in 2007 the Japanese government revised the Certified Social Worker and Care Worker Act of 1987, which had established the first national qualification for social services and long-term care professions in Japan. As a result of this revision, since 2008 non-Japanese nursing and care professionals have been able to work more easily in Japan.

Amid reforms of this sort, we have now arrived at a situation where nursing services cannot be adequately provided to the people who need them around the world unless international academic exchange on long-term care insurance is conducted in greater depth. As part of the historic process, the Netherlands enacted special health insurance, the predecessor of long-term care insurance, in 1968; Austria implemented the system of care allowance in 1993; and Germany, enacted its fifth law on long-term care insurance in April 1994, followed by the creation of home care services in April 1995 and facility-based services in July 1996. Greatly influenced by these actions, Japan passed the Long-Term Care Insurance Act in 1997 and implemented a long-term care insurance system in 2000. The Long-Term Care Insurance Act was then amended in 2005 and again in 2011. Long-term care reform is also being carried out in other Asian countries. For example, South Korea enacted its Long-Term Elderly Care Insurance Act in April 2007, implemented a long-term care insurance program in July 2008, and has been training nursing care workers toward acquiring national certification. Since 2002, China has been trialing a scheme to ensure that workers who care for the elderly meet a national standard. For its part, Japan has been accepting foreign nurse and care-worker candidates from the Philippines and Indonesia since the Economic Partnership Agreements (EPA) with these countries came

into force in 2008.

We are now at the dawn of a new era in which the system of long-term care insurance developed and launched in “longevity society” Japan—the country with the fastest rate of population aging—is recognized as the global standard. In order to expand Japan’s academic exchange in this area with the rest of the world, an academic common ground needs to be created through the standardization of international terminology on long-term care insurance and also the publication of a dictionary of long-term care insurance terminology that may build a bridge between several specialized fields. Based on this common ground, specialized international exchanges then become possible.

The features and structure of this dictionary are as follows.

For the English-Japanese section of Part 1, toward their retranslation and revision we evaluated 7,400 relevant, key long-term care insurance terms from numerous internationally published works in the fields of elder care, medicine, nursing, long-term care, social services, rehabilitation, education, childcare, and so forth. These works included the *Encyclopedia of Elder Care* and the *Encyclopedia of Social Work*.

Similarly, for the Japanese-English section of Part 1, we evaluated for retranslation and review the terms relevant to long-term care insurance and care services found in works such as the *Dictionary of Care and Welfare Terms* and *Dictionary of Social Welfare*, in addition to the works and fields mentioned above. We also included terms that might commonly be used internationally in English when discussing long-term care insurance or care and welfare, based on the reasoning and experience of the authors and editors. In total, about 9,400 terms were included.

For Part 2, we selected 684 of the 9,400 terms included in the Japanese-English section of Part 1 that we had determined to be especially important and explained in both Japanese and English how the term is used as a noun phrase in a sentence. For those native speakers of English or other languages who are trying to learn about long-term care insurance or care and welfare in Japan by using this dictionary, we have also listed phonetic transcriptions of Japanese words in the Roman alphabet.

For Part 3, we evaluated important technical terms found in domestic and

international papers published in countries such as the United States, the United Kingdom, and Germany, and also from the authors' own theories and practices, in order to translate or revise them and include them in the dictionary. Our aim with these translations is to build a linguistic bridge to enable further exchange and collaboration among academics from around the world.

In the Appendix, we listed in 10 languages (Indonesian, Korean, Spanish, Tagalog, Chinese, German, Hindi, French, Vietnamese, and Portuguese) translations of the 684 terms featured in Part 2. These languages from both industrialized and developing countries were selected as they are used in countries where the need for translations and reviews of these terms is expected to increase in the near future due to their aging populations and declining birthrates. It is our hope that individuals—Japanese and non-Japanese alike—who are working internationally on long-term care insurance issues and providing long-term care services will be able to take full advantage of this section.

In this dictionary, medical and nursing terms that are becoming standard—as well as terms for systems, laws, and names of entities such as government agencies—were retranslated and revised while referencing source materials as much as possible. However, a significant number of other terms were evaluated with an eye toward creating new translations and revised versions. Efforts to make as perfect translations as possible and revisions will continue in updated future editions of this dictionary.

Also, we may have inadvertently excluded some terms that may be included in this dictionary. We would like to ask all our colleagues and users worldwide to continue to provide us with their support and guidance as we endeavor to make this an international dictionary applicable in a new era of long-term care insurance.

We would also like sincerely thank all the international authors who provided their guidance and cooperation in editing and publishing this dictionary and to all other individuals involved in the translation and proofreading. We are particularly grateful to President Mamoru Sato of University Education Press (UEP), who has worked unceasingly for the publication of this dictionary, and also to Ai Yasuda and others in the UEP editorial office, for their tireless efforts

in the printing process.

This dictionary was published with financial assistance from 2010 and 2011 Grants-in-Aid for Publication of Scientific Research Results and Scientific Literature, provided by the Japan Society for the Promotion of Science. By standardizing global terminology and helping to developing expertise around the world, we hope that the International Dictionary of Long-Term Care Insurance Terms will contribute to the globalization of long-term care insurance, which is essential for people throughout the world who need advanced and secured long-term care.

January 27, 2012

Hiroshi Sumii and Yuki Sawada

Authors and Editors





国際介護保険用語辞典

— 介護保険の国際化 —

---

目 次

編著者のことば	i
本辞典の特色と構成	xii
凡 例	xiii
第 1 部 介護保険・介護福祉等関連用語	1
英 和	2
和 英	78
第 2 部 介護保険・介護福祉等関連の重要用語—和英解説	221
第 3 部 諸外国における介護福祉等関連用語	269
1. 英 国 (イギリス) における介護福祉等関連用語	
英 和	270
和 英	276
2. 豪 州 (オーストラリア) における介護福祉等関連用語	
英 和	285
和 英	289
3. 大韓民国 (韓国) における介護福祉等関連用語	
韓 日	294
日 韓	298
4. 独 逸 (ドイツ) における介護福祉等関連用語	
独 和	305
和 独	309
5. 米 国 (アメリカ) における介護福祉等関連用語	
英 和	314
和 英	325

付 録 介護保険・介護福祉等関連の重要用語—10カ国語翻訳一覧別（言語別）	341
1. インドネシア語	342
2. 韓国語	350
3. スペイン語	357
4. タガログ語	365
5. 中国語	373
6. ドイツ語	380
7. ヒンディ語	387
8. フランス語	394
9. ベトナム語	401
10. ポルトガル語	408
引用・参考文献一覧	416

## 本辞典の特色と構成

### 第1部：介護保険・介護福祉等関連用語

#### 英和

Encyclopedia of Elder Care や Encyclopedia of Social Work 等海外で刊行された文献等から、高齢者福祉、医療、看護、介護福祉、リハビリテーション、教育、保育等の領域に関連して重要となる約 7,400 用語を国際的に検証して改めて翻訳・校閲した。

#### 和英

Encyclopedia of Elder Care や Encyclopedia of Social Work 等の海外の文献に加え、介護福祉用語辞典（ミネルヴァ書房）や社会福祉辞典（大月書店）等国内の文献をもとに、高齢者介護福祉・介護保険・保健・医療・福祉ならびに隣接領域等に関連する用語を専門的に検証して改めて約 9,400 語を翻訳・校閲した。それらの中でも介護保険や介護福祉等に関連する理論と実践上で重要用語と思われる 684 語には「†」マークを付した。

### 第2部：介護保険・介護福祉等関連の重要用語 — 和英解説

介護保険・介護福祉等に関連する用語を理解できるよう、また国際的にも介護保険等に関して学术交流を深めていくのに重要である用語として、第1部の「和英」において「†」マークを付した 684 語については日本語および英語で簡約文の名詞句にて概説した。また、この辞典を用いて英語ならびに多言語から日本の介護保険や介護福祉等について学ぼうとしている世界の人々のために、日本語の用語にはローマ字によるよみがなを入れた。

### 第3部：諸外国における介護福祉等関連用語（五十音順）

#### 1. 英国（イギリス）における介護福祉等関連用語－英和・和英

イギリスで用いられている高齢者福祉、医療、看護、介護福祉ならびに隣接領域に関連する重要な専門用語の約 500 語を翻訳・校閲して、収録した。

#### 2. 豪州（オーストラリア）における介護福祉等関連用語－英和・和英

オーストラリアで用いられている高齢者福祉、医療、看護、介護福祉ならびに隣接領域に関連する重要な専門用語の約 260 語を翻訳・校閲し、収録した。

3. 大韓民国（韓国）における介護福祉等関連用語－韓日・日韓  
韓国で用いられている高齢者福祉、医療、看護、介護福祉ならびに隣接領域に  
関連する重要な専門用語の約 360 語を翻訳・校閲し、収録した。
4. 独逸（ドイツ）における介護福祉等関連用語－独和・和独  
ドイツで用いられている高齢者福祉、医療、看護、介護福祉ならびに隣接領域  
に関連する重要な専門用語の約 300 語を翻訳・校閲し、収録した。
5. 米国（アメリカ）における介護福祉等関連用語－英和・和英  
アメリカで用いられている高齢者福祉、医療、看護、介護福祉ならびに隣接領  
域に関連する重要な専門用語の約 720 語を翻訳・校閲し、収録した。

### 付録：介護保険・介護福祉等関連の重要用語－10カ国語翻訳一覧（言語別）

第2部の「介護保険・介護福祉等関連の重要用語和英解説」において取り上げた  
684用語を、インドネシア語、韓国語、スペイン語、タガログ語、中国語、ドイ  
ツ語、ヒンディ語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語の10カ国語（五十  
音順）に翻訳・校閲し、表記した。

---

## 凡 例

---

### 第1部：介護保険・介護福祉等関連用語

#### 英 和

1. 各用語は、基本的には米式綴りを採用し、アルファベット順に配列した。本辞典で  
扱われる用語で英式の綴りが採用されている用語には、以下のようなものがある。

例) 米式	英式
<b>behavioral</b>	<b>behavioural</b>
<b>labor</b>	<b>labour</b>

2. 同じ綴りで大文字・小文字の相違がある時は、大文字を先に配列した。
3. 用語内にかっこ（「 」等）、ハイフン（-）、中黒記号（・）等を使用した場合  
は、それらを配列上無視した。
4. 団体・組織名等は自称の一般名称で表記し、略称は、コロン（:）の後に示した。
5. 略称が一般的表記である場合は、それも挙げた。

例) OECD

6. 1つの用語に翻訳・校閲等を1つ以上記載する場合は、セミコロン（;）の後に

示した。

7. [ ]には、その用語の簡約の説明を表記した。
8. 引用・参考文献は、可及的に原則として巻末に示した。

## 和 英

1. 各用語は、現代かなづかいにより五十音順に配列した。
2. 拗音・促音等を表す小字(あ, い, う, え, お, や, ゆ, よ, つ)は1字とみなし、長音(ー)は配列上無視した。  
例)「スーパービジョン」は「すばびじょん」として配列している。
3. 濁音・半濁音は配列上無視したが、同位置にあっては、清音、濁音、半濁音の順に配列した。
4. 用語内にかっこ(「 」等)、ハイフン(－)、中黒記号(・)等を使用した場合は、それらを配列上無視した。
5. 日本語の各用語には、( )内に平仮名でよみがなを付した。  
例) 介護福祉(かいごふくし)
6. 外国語の各用語は、片仮名によって示し、( )内に平仮名でよみがなを付した。  
例) アセスメント(あせすめんと)
7. 外国語の略語等は、**A**(えー)、**B**(びー)、**C**(しー)等と平仮名でよみがなや日本語名称等を付して、上記の原則に従って配列した。  
例) **ADL**(えーでいーえる)  
ただし、**PET**(ぺっと)、**WAM NET**(わむねっと)と一般名で読んで配列したものもある。
8. ギリシャ文字を含む各用語には、 $\alpha$ (あるふあ)、 $\beta$ (べーた)等と平仮名でよみがなを付して、上記の原則に従って配列した。  
例)  $\alpha$ グルコシダーゼ阻害薬(あるふあぐるこしだーぜそがいはく)
9. 漢数字、洋数字を含む各用語には、1(いち)、2(に)、3(さん)等と平仮名でよみがなを付して、上記の原則に従って配列した。  
例) 一型糖尿病(いちがたとうにようびょう)
10. 団体・組織名等は自称の一般名称で表記し、略称は、コロン(:)の後に示した。
11. 1つの用語に翻訳・校閲等を1つ以上記載する場合は、セミコロン(;)の後に示した。
12. 〈 〉を付した用語は、略語や、〈 〉内の用法でも同様に使われる場合等を示す。
13. 同義語・対等語等がある用語は、その翻訳を別記し、矢印(⇒)をもってその翻

訳がある項目を示した。

例) オーディオグラム ⇒ オーディオグラム

14. 引用・参考文献は、可及的に原則として巻末に示した。

**第2部：介護保険・介護福祉等関連の重要用語—和英解説**

1. 各用語は、現代かなづかいにより五十音順に配列した。
2. 拗音・促音等を表す小字（あ、い、う、え、お、や、ゆ、よ、つ）は1字とみなし、長音（ー）は配列上無視した。

例) 「アルツハイマー病」は「あるつはいまびょう」として配列している。

3. 濁音・半濁音は配列上無視したが、同位置にあっては、清音、濁音、半濁音の順に配列した。
4. 外国語の略称等は、A（えー）、B（びー）、C（しー）、D（でいー）等と読んでも上記の原則に従って配列した。
5. 各用語には、【 】内に次の「ローマ字綴り表」に示すヘボン式ローマ字綴りにより、よみがなを付した。

例) 介護福祉 **【kaigo fukushi】**

ローマ字綴り表

五十音	あ	い	う	え	お	ま	み	む	め	も
	a	i	u	e	o	ma	mi	mu	me	mo
	か	き	く	け	こ	や		ゆ		よ
	ka	ki	ku	ke	ko	ya		yu		yo
	さ	し	す	せ	そ	ら	り	る	れ	ろ
	sa	shi	su	se	so	ra	ri	ru	re	ro
	た	ち	つ	て	と	わ	ゐ		ゑ	を
	ta	chi	tsu	te	to	wa	i		e	wo
	な	に	ぬ	ね	の	ん				
na	ni	nu	ne	no	n					
は	ひ	ふ	へ	ほ						
ha	hi	fu	he	ho						
濁音 半濁音	が	ぎ	ぐ	げ	ご	ば	び	ぶ	べ	ぼ
	ga	gi	gu	ge	go	ba	bi	bu	be	bo
	ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ
	za	ji	zu	ze	zo	pa	pi	pu	pe	po
	だ	ぢ	づ	で	ど					
da	ji	zu	de	do						

拗音	きゃ		きゅ		きょ	ぎゃ		ぎゅ		ぎょ
	kya		kyu		kyo	gya		gyu		gyo
	しゃ		しゅ	しえ	しょ	じゃ		じゅ		じょ
	sha		shu	she	sho	jya		ju		jyo
	ちゃ		ちゅ	ちえ	ちょ	びゃ		びゅ		びょ
	cya		cyu	che	cyo	bya		byu		byo
	にゃ		にゅ		にょ	びゃ		びゅ		びょ
	nya		nyu		nyo	pya		pyu		pyo
	ひゃ		ひゅ		ひょ		てい	とう		
	hya		hyu		hyo		ti	tu		
	みゃ		みゅ		みょ		でい	どう		
	mya		myu		myo		di	du		
	りゃ		りゅ		りょ	ふあ	ふい		ふえ	ふお
	rya		ryu		ryo	fa	fi		fe	fo

注意：(1) 促音の「っ(ツ)」は、子音を重ねて表示した。

例) ベッド **[beddo]**

(2) 長音の「o」や「u」等は記入せず、母音の上に長音符号(-)を付した。

例) パーキンソン病 **[pākinson byō]**

6. 団体・組織名は自称の一般名称で表記し、略称は、コロン(:)の後に示した。

7. 外国人名には、《 》内に姓と名のイニシャルを原語と略語で付した。

例) アロイス・アルツハイマー **《Alzheimer, A.》**

8. 同義語、対等語等がある用語は、その解説を別記し、矢印(→)をもってその解説がある用語を示した。

例) 入れ歯 → 義歯

9. 引用・参考文献は、可及的に原則として巻末に示した。

### 第3部：諸外国における介護福祉等関連用語

英和 韓日 独和

1. イギリス、オーストラリア、アメリカにおける各用語は、基本的には米式綴りを採用し、アルファベット順に配列した。本辞典で扱われる用語で英式の綴りが採用されている用語には、以下のようなものが含まれる。

例) 米式

aging

center

immunization

labor

organization

英式

ageing

centre

immunisation

labour

organisation



## program

## programme

2. 韓国における用語は、韓国語の基準で配置した。
3. ドイツにおける用語は、ドイツ語のアルファベット順に配置した。
4. ドイツ語では、男性名詞・女性名詞・中性名詞は明確に区別されるため、本辞典では男性名詞 (masculine・maskulinum) には [M]、女性名詞 (feminine・femininum) には [F]、中性名詞 (neuter・neutrum) には [N] を付した。男性名詞・女性名詞が同形の場合には [M・F] と付した。また、名詞の複数形 (plural・pluralis) には [Pl] を付した。
5. 用語内にかっこ (「 」等)、ハイフン (-)、中黒記号 (・) 等を使用した場合は、それらを配列上無視した。
6. 団体・組織名等は自称の一般名称で表記し、略称は、コロン(:)の後に示した。
7. 1つの用語に翻訳・校閲等を1つ以上記載する場合は、セミコロン(;)の後に示した。
8. 略称が一般的である場合は、それらも挙げた。

## 例) YMCA

9. [ ]には、その用語の簡約の説明を表記した。
10. 引用・参考文献は、可及的に原則として巻末に示した。

## 和 英 | 日 韓 | 和 独

1. 各用語は、現代かなづかいにより五十音順に配列した。
2. 拗音ようおん・促音そくおん等を表す小字(あ、い、う、え、お、や、ゆ、よ、っ)は1字とみなし、長音(ー)は無視した。

例)「高齢者ホーム」は「こうれいしゃほむ」として配列している。

3. 濁音・半濁音は配列上無視したが、同位置にあつては、清音、濁音、半濁音の順に配列した。
4. 用語内にかっこ(「 」等)、ハイフン(-)、中黒記号(・)等を使用した場合は、それらを配列上無視した。
5. 日本語の各用語には、( )内に平仮名でよみがなを付した。

例)入院保険(にゅういんほけん)

6. 外国語の各用語は、片仮名によって示し、( )内に平仮名でよみがなを付した。

例)メディケア(めでいけあ)

7. 団体・組織名等は自称の一般名称で表記し、略称は、コロン(:)の後に示した。
8. 1つの用語に翻訳・校閲等を1つ以上記載する場合は、セミコロン(;)の後に

示した。

9. イギリス、オーストラリア、アメリカにおける各用語の英語翻訳は、基本的には米式綴りを採用したが、英式の綴りが採用されているものもある（上記参照）。
10. ドイツ語では、男性名詞・女性名詞・中性名詞は明確に区別されるため、本辞典では男性名詞 (masculine・maskulinum) には [M]、女性名詞 (feminine・femininum) には [F]、中性名詞 (neuter・neutrum) には [N] を付した。男性名詞・女性名詞が同形の場合には [M・F] と付した。また、名詞の複数形 (plural・pluralis) には [Pl] を付した。
11. 引用・参考文献は、可及的に原則として巻末に示した。

#### 付録：介護保険・介護福祉等関連の重要用語—10カ国語翻訳一覧（言語別）

1. 各用語は、現代かなづかいにより五十音順に配列した。
2. 拗音<sup>ようおん</sup>・促音<sup>そくおん</sup>等を表す小字（あ、い、う、え、お、や、ゆ、よ、っ）は1字とみなし、長音（ー）は無視した。  
例）「アルツハイマー病」は「あるつはいまびょう」として配列している。
3. 濁音・半濁音は配列上無視したが、同位置にあつては、清音、濁音、半濁音の順に配列した。
4. 外国語の略称等は、A（えー）、B（びー）、C（しー）、D（でいー）等と読んで上記の原則に従って配列した。
5. 団体・組織名等は自称の一般名称で表記し、略称は、コロン（:）の後に示した。
6. 英語が公用語の1つであったり、英語を話す人口が多い国（例：フィリピン共和国）では、母国語等に翻訳されないまま英語で用いられるのが一般的な用語がある。

#### 例） menu

そのような場合は、本辞典でも英語のまま表記した。

7. 中国語訳で翻訳に用いられている「、」記号は、「頓号（ドゥン ハオ）」と呼ばれ、3つ以上並列する名詞の間によく使われる符号であり、名詞間の並列関係を表すものである。
8. ドイツ語では、男性名詞・女性名詞・中性名詞は明確に区別されるため、本辞典では男性名詞 (masculine・maskulinum) には [M]、女性名詞 (feminine・femininum) には [F]、中性名詞 (neuter・neutrum) には [N] を付した。男性名詞・女性名詞が同形の場合には [M・F] と付した。また、名詞の複数形 (plural・pluralis) には [Pl] を付した。
9. 引用・参考文献は、可及的に原則として巻末に示した。